

## 第 4 6 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「若しくは第 4 条第 2 項又は足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第 4 条第 2 項若しくは第 5 条第 2 項」を「又は第 4 条第 2 項」に改め、同条第 1 号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 5 条第 1 項」を削る。

第 1 5 条第 2 項中「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 7 条第 1 項」及び「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 8 条の 2 第 1 項」を削る。

第 2 条 足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の改正規定中「及び足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の次に「（平成 1 2 年足立区条例第 6 0 号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第 1 9 条第 1 項」を加え、「、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め」を「並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第 2 9 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項から第 3 項まで」に」に改め、「「第 1 9 条第 1 項」の次に「並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第 2 9 号。以下「会計年度任用職員給与条

例」という。)第9条第1項及び第22条第1項から第3項まで」を加え、」及び「、幼稚園教育職員給与条例第22条」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(部分休業に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の足立区職員の育児休業等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第15条の規定に基づき特定職員(令和2年3月31日において改正前の条例の適用を受けていた足立区立認定こども園条例(平成23年足立区条例第35号)第4条に規定する認定こども園の教諭で、令和2年4月1日に第1条の規定による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の適用を受けることとなるものをいう。)に対し承認された部分休業は、改正後の条例第15条の規定に基づき承認されたものとみなす。

(提案理由)

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。